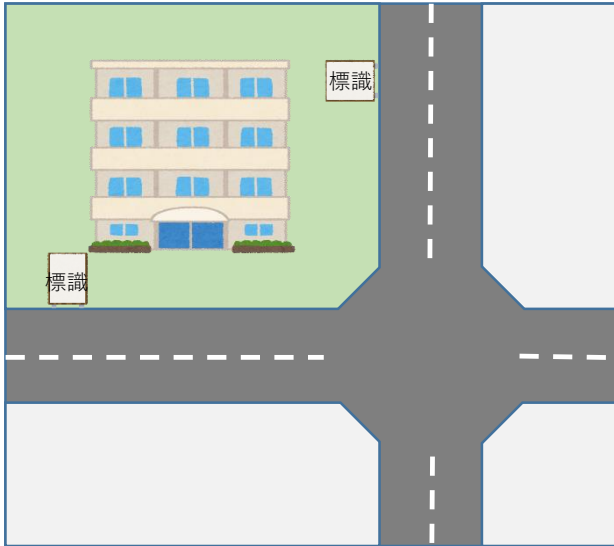
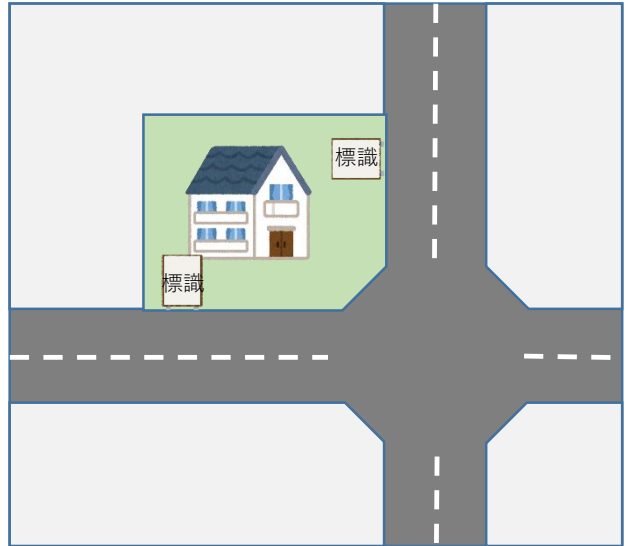


< 現行 >

【図1】



【図2】



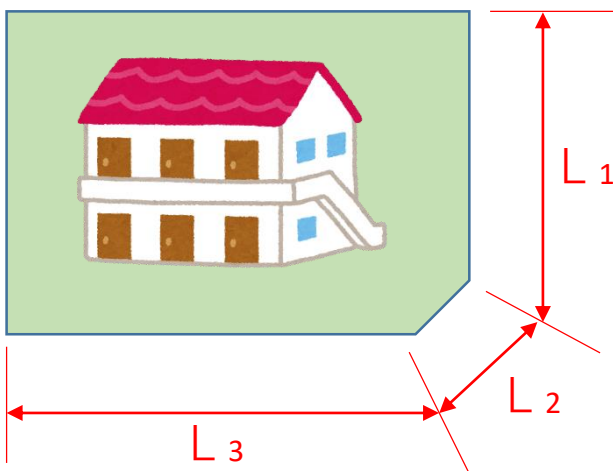
要綱第5条により事前公開のための標識は、「道路ごとに設置」となっていることから、上図のような角敷地の場合は2箇所設置が必要。

要綱第5条では緩和規定がないため、戸建住宅等の敷地が狭小である場合でも、角敷地であれば標識が2箇所必要となる。

【図2】の場合など、敷地が狭小な場合に標識を2箇所設置する必要性は低く、申請者に過度な負担を強いることになっている。

< 改正 >

角敷地で道路に面する部分の長さが5.0メートル未満の場合は、標識の設置は1箇所でもOKとする。



道路に面する部分の長さ：L

$$L = L1 + L2 + L3$$

L < 5.0 m の場合は、
標識は1箇所あれば良い。

【図2】の一戸建て住宅の場合に標識の設置が緩和されるが、【図1】の大規模なマンション計画の場合は、従来通り道路ごと（2箇所）設置する必要がある。